

水道基本問題検討会等との関連について

水道に関する政策提言の経緯

昭和 48 年（1973）（審）
水道の未来像とそのア
プローチ方策に関する答申

- ・ ナショナルミニマムとしての
水道理念の確立
- ・ 水道広域圏の設定
- ・ 水道料金のあり方
- ・ 水道法改正

昭和 59 年（1984）（審）
高普及時代を迎えた水道行政の
今後の方策について

- ・ ライフラインの確保
 - －水源開発と効率的利用
 - －渇水時災害時の給水確保
 - －老朽管路の計画的更新
- ・ 安全でおいしい水の供給
 - －水質基準の充実
 - －水質保全と浄水管理
 - －簡易専用水道の管理徹底
- ・ 料金格差の是正
 - －事業の適切な運営
 - －家庭用料金の格差是正
- ・ 途上国への技術協力
- ・ 調査研究の推進

平成 2 年（1990）（審）
今後の水道の質的向上のための
方策について

- ・ すべての国民が利用可能な
水道
- ・ 安定性の高い水道
 - －災害に強い水道の構築
 - －施設の更新と機能向上
- ・ 安全な水道
 - －浄水処理技術の高度化
 - －直結給水システムの導入
- ・ その他
 - －利用者への情報提供等
 - －人材確保
 - －調査研究体制の充実
 - －井戸水等の衛生確保
 - －国際交流の充実

平成 11 年（1999）（検）
21 世紀における水道及び水道行
政のあり方

- ・ 基本的視点
 - －需要者の視点
 - －自己責任原則
 - －健全な水循環への対応
- ・ 今後の水道のあり方
 - －ナショナルミニマムから
シビルミニマムへ
 - －関係者の役割分担
 - －水質管理対策
 - －安定供給対策
 - －料金問題
- ・ 施策の方向
 - －水道経営と財政支援
 - －水道事業規制のあり方
 - －需要者とのパートナーシ
ップ

平成 3 年（1991）（省）
21 世紀に向けた水道整備の長期
目標（ふれっしゅ水道計画）

平成 4 年（1992）（審）
今後の水道の質的向上のための
方策について（第 2 次答申）
－水道水質基準のあり方－

平成 5 年（1993）（審）
今後の水道の質的向上のための
方策について－水道原水水質保
全事業の実施の促進等に関する
制度について－

平成 12 年（2000）（部）
水道に関して当面講ずるべき施
策について（中間とりまとめ）

平成 12 年（2000）（審）
水道法の一部改正について

平成 15 年（2003）（審※）
水質基準の見直し等について

凡例

（審）：生活環境審議会答申
※は厚生科学審議会答申
（部）：生活環境審議会水道部会
（検）：水道基本問題検討会
（省）：厚生省

□：総合的政策提言

□：分野別政策提言

「21世紀に向けた水道整備の長期目標」について

(平成3年6月1日厚生省)

水道施設整備の面から国民生活の質の向上を図り、豊かさを実感できる社会を実現するため、「21世紀に向けた水道整備の長期目標」を次のとおり定め、今後この目標を目指して必要な施設整備を強力に進めることとする。

1 基本方針

いつでもどこでも安全でおいしい水を供給できるよう次の三つの側面から施策の具体化を図り、21世紀に向けた「高水準の水道」を構築する。

(1) すべての国民が利用可能な水道

全国どこでも水道が利用できるよう、水道普及率の低い農山漁村部や地下水汚染地域を中心に水道の普及促進を図る。

(2) 安定性の高い水道

必要な水道水源の確保により適切な水需給バランスを図るとともに、渇水や地震等の災害に強い水道施設の整備を図る。

(3) 安全な水道

国民がいつでも不安を抱くことなく、安心して水道を利用できるよう水道の水質確保のための施策を進める。

2 水道整備の目標

水道整備の目標を次のとおりとし、これらの整備の推進に当たっては広域的な配慮のもとに地域全体として調和ある水道の実現を目指すものとする。

(1) 水道水源の開発

給水人口の増加、生活水準の向上、都市活動の活発化等により今後なお増加する水需要に適切に対応するとともに、現状の不安定取水を解消するために必要な水道水源の開発を行う。これにより、渇水による水道への影響の大幅な緩和を図る。

(2) 上水道施設の整備

広域的な水道整備を重点的に推進するとともに給水区域の拡張、水需要の増加に伴う施設の増設を図り、水道の普及をさらに推進する。

(3) 簡易水道施設等の整備

簡易水道施設及び飲料水供給施設について、水道普及率の比較的低い農山漁村部における新設又は給水区域の拡張に重点をおいて整備し、上水道施設の整備と併せて全国の水道普及率99%を達成する。

(4) 老朽施設の更新及び基幹施設の耐震化

老朽化した管路、浄水施設等の水道施設の更新を必要に応じてその機能の向上を図りながら、計画的に推進する。特に石綿セメント管については、他の管種に替えることとして、全ての更新を完了する。また、浄水場、配水池、主要な管路等の基幹施設の耐震化等を行い、水道システム全体としての安全性を高める。これらにより、漏水防止対策及び震災対策の推進に資する。

(5) 緊急時給水拠点の確保

配水池容量として計画一日最大給水量の一二時間分を確保するよう配水池を増設するとともに配水施設の一部となる緊急用貯水槽の設置を推進し、大規模な災害発生時などの緊急時における給水拠点の機能を確保する。

(6) 高度浄水施設の整備

水質汚濁が進行している水源の利用を余儀なくされている浄水場に、活性炭処理、オゾン処理、生物処理等の高度浄水施設の整備を図り、全国すべての地域で、安全で異臭味のないおいしい水の供給を実現する。

(7) 直結給水対象の拡大

三階建ての建築物ないし五階建ての建築物までへの直結給水を長期的視点から推進することとし、このために必要な施設整備を行う。これにより、給水サービスの向上を図るとともに小規模受水槽等による衛生問題の解消を図る。

(参 考)

ふれっしゅ水道

本長期目標の内容を次の五つの言葉で要約し、各頭文字をとって「ふれっしゅ水道」としてわかりやすく、親しみやすく表現することにより、計画の着実な推進に資することとした。

ふ……普及率向上で国民皆水道達成
れ……レベルアップで高いサービスの水道
つ……強くて地震・渇水に負けない水道
し……信頼できる安全でおいしい水道
ゆ……ゆとりのある安定した水道

「21世紀における水道及び水道行政のあり方」
(平成11年6月 水道基本問題検討会)
(概 要)

《基本的視点》

- 需要者の視点：需要者である国民の立場に立った多様なサービスの提供
- 自己責任原則：規制緩和・地方分権を踏まえ、自由で公正な経済社会における関係者の責任ある役割分担
- 健全な水循環：水循環に係る多くの制度、関係者との協調と連携

《今後の水道のあり方》

- 全国的に全ての水道が達成すべき「ナショナル・ミニマム」に加えて、それぞれの地域ごとに需要者のニーズに応じた多様な水準の「シビル・ミニマム（ローカル・スタンダード）」を設定し、その達成へ
- 行政が主導し牽引していく時代から、需要者である国民との対話を通じ、水道事業者が自らの意志と努力で方向を決めていく時代にふさわしい関係者の役割分担へ
- 具体的には、
 - －安全に飲用できる水の供給を全ての水道で維持しつつ、需要者の選択に応じたおいしく飲用できる水の供給
 - －節水型社会の実現を前提として、平常時に必要量の水を安定して使用でき、渇水や災害にも強い水道
 - －受益者負担を原則とし、政策的な財政支援により大幅な料金格差や高料金を抑制すると同時に、国民のコスト意識を高め、節水を誘導するような費用負担

※ナショナル・ミニマム：安全に飲用できる水を、通常時に安定して使用できる水準

※シビル・ミニマム：おいしい水の供給や、非常時における安定供給も視野に入れて、需要者自らが決定していくより高い水準

《行政施策の方向》

- 水道事業の経営基盤の強化のため、地域の実情に応じた多様な形態による水道の広域化を推進するとともに、単独で十分な運営管理が困難な水道事業者が、経営基盤の強固な第三者（他の水道事業者又は一定の資格を有する民間の受託会社）に対する水道運営を委託する方式について、制度的枠組みを検討
- 現行の水道法による規制が適用されない、小規模の受水槽以下の施設や飲用井戸等に衛生規制を適用するとともに、現在設置者の責任に委ねられている簡易専用水道の検査を、水道事業者が責任をもって実施する方向で検討
- 水道事業の運営やサービスに関し、需要者自らが判断できるような情報の公開が不可欠であり、一般行政情報の公開に関するルールとは別に、水道事業者に対して、需要者に必要な情報を知らせる義務を課すことを検討
- 流域の市町村や住民の積極的な参加のもと、水道事業者を含めた水循環の関係者が、流域単位で水質監視や取水調整のためのネットワークを整備するとともに、取排水体系の見直しや用途間の転用等の具体的な対策を推進できるような体制を整備

「21世紀における水道及び水道行政のあり方」（平成11年6月水道基本問題検討会）に掲げられた課題等

目次		課題	備考
1 水道の現状と課題	(3) 水道の抱える様々な課題	・水道水源の水質悪化 ・水資源の有効活用 ・小規模水道の適正な経営と維持管理 ・受水槽水道、未規制水道の課題	
	(1) 成熟した市民社会への対応（需用者の視点） (2) 自由な経済活動を基調とする経済社会への対応（自己責任原則）	・コストに関する情報公開等 ・自己責任原則と市場原理の活用 ・地方分権を踏まえた各主体の役割分担 ・国際調和と市場開放	
2 今後の水道行政の基本的視点	(3) 健全な水循環への対応	・水循環系における水道の位置づけの明確化及び計画的、体系的な水 ・水道の地球環境問題への配慮	健全な水循環の形成に関する調査研究の実施
	(1) 清浄、豊富、低廉の今日的意味 (2) 関係者の役割分担	・シビルミニマムとナショナルマキシマムの水準の検討 ・国は、基準設定、水道事業の規模に応じた水道事業者に対する規制、監督等を実施。水道水源の保全、渇水対策、地震等の災害対策、健全な水循環の構築等について必要な施策を講じること等 ・都道府県は、水道の広域化への主導的な役割を果たす。流域として取り組むべき水道水源の水質保全、水資源確保、渇水対策、災害対策、健全な水循環等について国と協力して必要な対策を実施。 ・市町村を主体とする水道事業者は、需用者の立場にたった水道の実現。情報公開、広報活動等の推進、更新計画の確立、コスト意識の徹底、需用者への節水を誘導。 ・民間事業者は、水道事業者からの受託者、性能・品質の良い資材等の提供者、水道運営の受託者等としての役割。 ・需要者である国民は、自らの積極的な参加によりシビルミニマムを決定。節水型社会の実現と健全な水循環に積極的に貢献。	
3 今後の水道の在り方	(3) 水質管理対策	・クリプトスפורジウム等への的確な対応を図るための水質管理体制 ・未規制物質対策 ・小規模受水槽や飲用井戸等の飲用水の水質基準の設定等 ・おいしく飲用できる水の追求。安全性以上の付加価値は、料金との対価との関係で需要者が決定。 ・原水の水質保全や水道事業者による汚濁発生原因者への働きかけ	水道法改正（貯水槽水道の管理強化等）、水質基準改正（平成15年）
	(4) 安定供給対策	・水の安定供給と水源開発による環境問題を考慮したシビルミニマムの水源開発 ・非常時における都市機能の維持のための給水の確保 ・渇水や災害対策時の水道事業者の連携の確保 ・水の融通や多様な水源の活用 ・事業計画の見直し等	水道施設整備に係る予算措置
4 対応する行政施策の方向	(5) 料金問題	・国の補助や一般会計の負担は、政策措置として限定的に実施 ・節水型社会の実現に向けた季節料金、渇水料金等の弾力的な運用の	
	(1) 水道経営と財政支援	・地域の実情に応じた広域水道、共同取水、共同経営、共同維持管理等の多様な経営形態による水道の広域化 ・同一市町村内の簡易水道等の経営のみの一体化の推進 ・第三者への委託 ・民営化の在り方の検討 ・国庫補助のあり方に関する検討 ・費用対効果の評価の必要性 ・過疎地の水道への国庫補助 ・施設の更新計画の確立と改築・改良による高料金対策としての国庫補助制度の導入 ・水道水源等への公的な負担方策の検討	水道法改正（第三者への業務委託の制度化、広域化に係る事務手続きの簡素化）
	(2) 水道事業規制のあり方	・小規模の水道事業者の負担を軽減するような合理的な水質管理のあり方の検討 ・不特定多数の人々の飲用水を提供する施設の衛生規制の適用 ・水道事業者による簡易専用水道の検査の実施等 ・国の規制の縮小と事後チェックの重視等 ・水道事業者の情報の開示、第三者による監査等	水道法改正（専用水道の範囲拡大、貯水槽水道の管理強化等）
	(3) 需用者とのパートナーシップ	・水道事業者による情報開示 ・情報開示窓口等の設置	水道法改正（情報提供の充実）
	(4) 関係者とのパートナーシップ	・他の利水、河川管理、環境管理などとの連携 ・流域単位の水質監視、取水調整、取排水系等の見直し、用途間転用	
	(5) その他	・高度処理技術の一層の推進、感染症対策のためのリスク管理技術、微量化学物質等の研究の推進 ・効率的な老朽化施設の更新、流域等を越える水道原水の相互運用などの調査、技術開発 ・関係者の連携による技術開発、試験研究体制及び先導的・モデル的な技術の実用化 ・産官学連携による人材育成、技術の承継 ・途上国等への技術移転にあたって節水型社会を指向した水道システム、技術の移転を配慮 ・開発途上国派遣を行うための人材プール ・WHO等の国際機関を通じた国際協力 ・水道用機材、給水装置、水道用薬品等の規格面での国際調和	調査研究の実施等